

消防救急デジタル無線システム用携帯型受令機整備業務委託仕様書

京都市消防局警防部情報指令課

(担当 柴田、五明 075-212-6720)

1 目的

本仕様書は、本市が運用している消防救急デジタル無線システム用携帯型受令機（以下「受令機」という。）の更新に伴い必要となる調整及び整備業務の委託について必要な事項を定めるものである。

2 契約範囲

(1) 本契約は、本市（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）との間で締結されるもので、乙は、本仕様に基づき受令機の更新に伴い必要となる調整及び整備に係る業務を行うこととする。本委託業務に当たり、諸法令の適用は乙の責任において行うこと。

(2) 乙は、契約締結後速やかに実施計画書及び行程表等の提出を行い、甲の了承を得ること。また、受令機については、工場出荷前に試験成績書の写しを提出すること。

なお、必要に応じ、作業経過を甲に報告すること。甲から報告の要請があった場合も同様とする。

(3) 乙は、本委託業務に関して、次のすべての事項を負担すること。

ア 本委託業務の履行にかかる一切の諸費用

イ 契約不適合責任における追加作業等に要する費用

(4) 乙は、本委託業務に伴い不要となる既設装置（付属品を含む。）を撤去すること。

なお、撤去に伴い発生した不要物品の排出事業者については乙とする。廃棄後は速やかに廃棄日時、担当者名及び処理内容（証拠写真を含む。）を記録した証明書等により甲に報告すること。また、受令機については、再利用不可能な状態まで物理的に破壊したうえで適切に処分すること。

(5) 乙は、本委託業務で知り得た情報を第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

3 履行期限

令和9年3月31日（水）

4 履行場所

京都市南区上鳥羽塔ノ森下開ノ内21-3 京都市消防学校4階
京都市消防局警防部情報指令課

5 仕様変更等

- (1) 契約後、甲の都合又は監督官庁の指導により仕様を変更する場合は、甲は乙と協議のうえ変更ができるものとする。
- (2) 前項の変更に伴う金額の増減については、甲は乙と協議のうえ定めるものとする。ただし、軽微な変更に伴う金額の増減は行わないこと。
- (3) 乙の都合により設計内容を変更する場合は、変更後の性能が本仕様と同等以上と認められ、かつ、変更の内容及び理由がやむを得ないものと認められた場合に限り甲が承認する。

6 疑義

本仕様書に明記されていない事項又は疑義を生じた場合、甲は乙と協議のうえ定めるものとする。

7 必要要件

- (1) 受令機に実装する消防救急デジタル無線の周波数等
(以下「L」は移動局波、「H」は基地局波を示す。)

ア 受信周波数

- (ア) 活動波：活動波 1 L～1 3 L、活動波 1 H～1 3 H（計 2 6 波）
- (イ) 共通波：統制波 1 L～3 L、統制波 1 H～3 H、
主運用波 1 L～7 L、主運用波 1 H～7 H（計 2 0 波）

イ その他

- (ア) 具体的な周波数については、契約後に甲から乙に通知する。
- (イ) 乙は、契約後に甲と協議のうえ、甲が指定するチャンネルグループを実装すること。
- (ウ) F L 及び F H については、ペア波での運用及びペア崩しでの運用の双方に対応できること。

- (2) 受令機

ア 数量

1 1 0 セット

イ 型式

以下の製品又は同等品とし、納入品はすべて同一とすること。

アルインコ株式会社 DJ-XF5N

- ウ 受令機 1 式あたりの基本構成は、以下とすること。

品名	数量	備考
受令機本体	1 式	アンテナ及びバッテリーを除く。
アンテナ	2 本	

バッテリー	2 個	使用時間：8 時間以上
保護ケース	1 式	
ショルダーベルト	1 式	
イヤホン	1 式	
充電器	1 式	

※納品時には、受令機本体、アンテナ、バッテリー及び保護ケースの各 1 式を組み合わせた状態にし、その他の構成部品は別添えとすること。

エ 機能

(ア) 総務省消防庁発行の「消防救急デジタル無線共通仕様書 第一版」で定義している移動局自動チャンネル切替機能を有すること。

(イ) 設定したチャンネルにおいて、チャンネルスキャンが自動的に動作すること。スキャンの機能は、非常送チャンネルだけではなく、常送チャンネルにおいても TCH と空線を見分けて、空線時にはスキャンに移行すること。

なお、スキャン機能は ON/OFF を設定可能にすること。

(ウ) 受令機本体にバッテリー及びアンテナを装着状態で、防塵・防水性能が I P 6 7 以上であること。

(エ) 受令機本体の見やすい場所に、甲の指定する名称を表示させること。

なお、具体的な名称については、契約後に甲から乙に通知する。

オ その他

(ア) 乙は受令機の国内修理体制を構築していること。

(イ) 上記 2 (4)に係る既設装置及び付属品は下記のとおり。

品名	数量	備考
受令機本体	1 0 0 台	アイコム株式会社 IC-R60FD
アンテナ	2 0 0 本	
バッテリー	2 0 0 個	
保護ケース	2 0 0 個	
ショルダーベルト	2 0 0 本	
イヤホン	1 0 0 個	
充電器	1 0 0 台	

8 納品時検査

納品時に、員数検査、外観検査及び通信試験を行う。

9 成果物

- (1) 完成図書 1 部（機器仕様、外観図及び取扱説明書を含む。）
- (2) 試験成績書 1 部

- (3) 廃棄証明書 1 部（甲から当該証明書等の提出期限の指定を求められた場合には、これらに応じること。）

また、上記図書について電子媒体（CD-R 等）で 2 部納入すること。

なお、電子媒体の納品については、Microsoft Windows で読込可能な形式で納品すること。また、ファイルは Microsoft Office の docx 拡張子、xlsx 拡張子又は pptx 拡張子のファイル形式で作成すること。ただし、左記ファイル形式で納品が困難な場合は、発注者と事前に協議のうえ、PDF (Portable Document Format) ファイル形式で作成すること。

10 契約不適合責任

- (1) 甲は、引渡しを受けた契約目的物が種類、品質又は数量に関して契約の目的に適合しないものであるとき（その引渡しを要しない場合にあつては、委託業務が終了した時に当該業務の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき）は、乙に対してその不適合の修正等の履行の追完を請求することができ、乙は、当該追完を行うものとする。ただし、甲に不相当な負担を課するものではないときは、乙は甲が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。
- (2) 甲は、当該契約不適合により損害を被った場合、乙に対して損害賠償を請求することができる。
- (3) 甲は、契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、契約不適合により契約の目的を達することができないときは、契約書第 8 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当するとして契約の全部又は一部を解除することができる。
- (4) 乙が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、本委託業務の履行期限から 2 年以内に甲から契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、履行完了時点において乙が契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかった場合、又は契約不適合が乙の故意若しくは重過失に起因する場合にはこの限りでない。
- (5) 上記(1)から(3)までは、契約不適合が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。ただし、乙がその資料等又は指示が不適當であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。